

令和3年稲敷市農業委員会第6回総会

[6月10日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について  
日程 7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について  
日程 8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可について  
日程 9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について  
日程10 議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について  
日程11 議案第6号 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)  
日程13 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)  
日程14 議案第9号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について (中間管理事業)  
日程15 議案第10号 令和3年度稲敷市農業委員会活動重点事業について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号  
日程10 議案第5号  
日程11 議案第6号  
日程12 議案第7号  
日程13 議案第8号  
日程14 議案第9号  
日程15 議案第10号

## 出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君
6番	木内昌秀君	15番	関口邦子君
7番	吉田武君	16番	高須一郎君
8番	内田和新君	17番	篠崎文夫君
9番	宮本信夫君	18番	川島昇君
10番	黒田和夫君	19番	根本脩君

---

## 欠席委員

3番 横田悌次君

---

## 出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	谷部義也君
農業委員会事務局係長	田中孝男君
農業委員会事務局主幹	平沢心平君

---

### 午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和3年6月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は18名です。欠席委員は3番横田委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は9番宮本信夫委員，10番黒田和夫委員の両名を指名をいたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。議案書1ページ，2ページの4件でございます。この届出は，被相続人の死亡により，それぞれの取得日において，相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は，いずれも自作や作業委託により耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので，御承認よろしくをお願いいたします。

---

日程3 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして，報告第2号，「農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書3ページになります。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」報告いたします。1件でございますが，江戸崎字新山 畑1筆，137㎡について，申請人が事務所として利用しているとの届け出があったものです。

よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので，御承認よろしくをお願いいたします。

---

日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして，報告第3号，「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区

域内の農地転用届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）議案書4ページになります。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」報告いたします。1件でございます。高田字千葉野 畑2筆，2，273㎡について，譲受人が太陽光発電施設用地として利用するとの届け出があったものです。

よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君）事務局の説明が終わりました。この件につきましても報告事項でございますので，御承認よろしくお願いをいたします。

---

日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君）続きまして，報告第4号，「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

議案書5ページ，6ページになります。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

5ページの受理番号1から5につきましては，双方からの合意解約によるものであります。

6ページの受理番号6，7は，いずれも農地中間管理事業により，茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして，合意解約するものであります。

よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君）ただいま事務局の説明が終わりました。

この件につきましても報告事項でございますので，御承認をよろしくお願いをいたします。

---

日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について

○議長（根本 脩君）続きまして，議案第1号，「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。

なお，受理番号5番につきましては，営農型太陽光発電施設設置のための申請で，関連がありますので，議案第5号で併せて審議いたしますので，御理解をいただきたいと思っております。

受理番号1番は取下げとなっておりますので，受理番号2番から4番について事務局の説明をお願いします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 7ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転1件、賃借権の設定1件でございます。

受理番号2番から4番までについて御説明します。

受理番号2番 上根本字西ノ台 畑1筆、203㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため、買受けるものでございます。

受理番号3番 江戸崎字外浦 田1筆、824㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、受贈するものでございます。

受理番号4番 阿波崎字原山 畑27筆、16,344.99㎡についてでございますが、受人が解除条件付で賃借権の設定をするものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号受理番号2番から4番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号2番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。受理番号2番について報告いたします。

6月6日に、野村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に野菜等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、耕運機6台を所有しております。農業従事日数は160日、経営面積は56アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号3番について報告いたします。

6月2日に、清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に自家野菜を栽培していて水稻は作業委託している農業者であります。農機具の所有状況は、耕運機1台、トラック1台、乗用草刈機1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積は228アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、私、根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号4番について報告いたします。

6月7日に、黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に建設業を営んでいる法人であります。農機具の所有状況は、代表者がトラクター1台、トラック1台、法人で乗用草刈機1台を所有しております。代表者の農作業従事日数は150日、経営面積は163アールを計画しております。調査の結果、受人は、農地の権利取得の要件を満たしており、報

告書のとおりで間違いはなく、耕作されなくなった時は、賃借権を解除する条件付きで許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

これで調査委員の調査の報告が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号2番から4番を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

---

#### 日程7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 11ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付」について

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う不動産競売に対する買受適格証明書の交付1件でございます。

受理番号1番について 申請人が経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。

なお、行方市発行の耕作証明書が添付されており、受人が87アールの農業経営を行っていることを確認しております。

調査結果は、報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いをいたします。

篠崎文夫委員より報告をお願いをいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。

受理番号1番について報告いたします。

先日、電話での調査となりましたが、受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農業従事日数は300日、経営面積は87アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違い

なく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで調査委員の調査の報告が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい、墳本委員。

○1番（墳本典勇君） 農業経営の実態が8,606アールとなっておりますが、報告書は87アールとなっているが。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 単位がずれておりました。耕作証明書も添付されており、87アールが実際の面積になります。大変失礼しました。

○1番（墳本典勇君） 分かりました。

○議長（根本 脩君） そのほかございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

---

#### 日程8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 12ページをお開き願います。議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」でございます。

受理番号1番 市崎字丑新田 田1筆、111㎡についてですが、非線引き区域で、10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、自己住宅への進入路が必要であり申請に及んだものです。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

これで、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。

受理番号1番について、去る7日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いま

した。調査の結果は、自己住宅への進入路として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。

以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで調査委員の調査の報告が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

---

日程9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 13ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」でございます。

受理番号1番 高田字中根 畑2筆, 1, 871.92㎡についてですが、令和3年4月総会で許可をした内容の事業計画変更でございます。申請者が当初計画した太陽光発電用パネルの配置を変更することに伴い、事業面積を減らすことになったため、事業計画変更申請に及んだものでございます。なお、当該農地につきましては、令和3年4月総会にて許可していることから別紙審査表のとおり許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより、調査委員の調査報告をお願いをいたします。

篠崎惣壽委員より報告をお願いをいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。

受理番号1番について、去る7日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり承認することに決定をいたしました。

---

日程10 議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号、「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

なお、受理番号11番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、受理番号1番から10番について事務局の説明をお願いします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 14ページをお開き願います。

議案第5号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 上根本字南下 畑1筆、田3筆、1,705㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域内除外済みで、10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。転用目的は、現在、申請人が役員を務める法人が事業に用いるため、川砂や碎石を置いており、資材置場として利用していたものの追認申請になります。追認申請に伴い、始末書も提出されております。

受理番号2番 上根本字南下 畑1筆、553㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域内除外済み、農用地区域内の農地でしたが令和3年4月に除外された土地で、10ヘクタール以上の広がりがある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、隣接地においてガス設備業を営んでおりますが、事業の拡大等に伴い、現在の施設では手狭であり、作業所及び駐車場用地として申請に及んだものでございます。事業計画は、作業所1棟109.98㎡を建築し、従業員駐車場4台を整備する計画です。

受理番号3番 浮島字竹ノ下 畑1筆、754㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で農用地区域内の農地でしたが令和3年4月に除外された土地で、10ヘクタール以上の広がりがある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、隣接地において建設業を営んでおり、技能実習生等の住まいの確保が必要であり、長屋住宅1棟82.81㎡を建設し、取水は水道、汚水・雑

排水は下水道に放流する計画です。なお、受理番号1番から3番については、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号4番 浮島字竹ノ下 畑2筆, 886㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で農用地区域内の農地でしたが令和3年4月に除外された土地で、10ヘクタール以上の広がりがある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、隣接地において建設業を営んでおり、事業拡大等に伴い、現在の事務所では手狭であり、今回新たな事務所1棟200.81㎡を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は下水道に放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第35条の5、既存施設の拡張に該当します。

受理番号5番 中山字中山 畑1筆, 499㎡、市街化調整区域、土地改良事業がされた農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在の居住住宅が老朽化及び風水被害等も生じており、日常生活に不便があるため、自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造平家建、119.31㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は下水道に放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号6番 佐倉字山中平 畑1筆, 645㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電、320ワットパネル252枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号7番 時崎字大清水 田1筆, 953㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外ですが、10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、近くで中古車販売業を営んでおりますが、事業の拡大等に伴い、車両置場が必要になり車両置場用地として申請に及んだものでございます。事業計画は、中古車車両等約65台を置く計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号8番 神宮寺字宿 畑1筆, 1,022㎡で転用目的は太陽光発電、340ワットパネル324枚設置。

受理番号9番 神宮寺字外馬場 畑1筆, 585㎡で転用目的は太陽光発電、410ワットパネル112枚設置。

受理番号8番9番については、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号10番 清久島字清久島 田1筆, 764㎡についてですが、非線引き区域で農用地区域内にある農地であります。申請人は、隣接地において農業法人を営んでおり、農業経営拡大に伴い、乾燥調製施設1棟440㎡を建築する計画です。なお、農用地区域内ではありますが、稲敷市農業振興地域整備促進協議会で令和2年7月に用途変更が認められ、そのなかで定める農業振興地域整備計画で指定された用途、農業用施設に該当します。

これで、議案第5号受理番号1番から10番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番2番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。

受理番号1番2番について、去る7日、野村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、受理番号1番が資材置場用地、受理番号2番が作業所及び駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番4番について黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。

受理番号3番4番について、去る7日、武内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、受理番号3番が長屋住宅用地、受理番号4番が事務所用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番について遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。

受理番号5番について、去る7日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号6番について宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。

受理番号6番について、去る7日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号7番について村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。

受理番号7番について、去る7日、木野内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行い

ました。調査の結果は、車両置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号8番9番について吉田委員より報告をお願いをいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。

受理番号8番9番について、去る7日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号10番について内田委員より報告をお願いをいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。

受理番号10番について、去る7日、大野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、乾燥調製施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号、「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号1番から10番までを採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第1号の受理番号5番と議案第5号の受理番号11番が、所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君）

9ページをお開き願います。

議案第1号 受理番号5番 阿波崎字原山 畑24筆, 14, 644㎡についてですが, 農地法第3条, 営農型太陽光発電施設設置において耕作地の上にパネルを置く地上権設定でございます。

次に16ページをお開き願います。

議案第5号 受理番号11番 阿波崎字原山 畑24筆につきましては, 申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。申請地は, 非線引き区域, 土地改良区域外で, 10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は, 営農型太陽光発電施設として, 330ワットパネルを2, 870枚設置し, 下部農地で牧草を栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

以上, 議案第1号受理番号5番及び議案第5号受理番号11番の説明を終わります

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。調査委員の調査報告を私, 根本より報告いたします。

19番根本です。議案第1号受理番号5番及び議案第5号受理番号11番, 営農型太陽光発電について, 去る7日, 黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は, 下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり, 周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが, 問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

これで, 調査委員の調査報告を終了いたします。

これより, 質疑を認めます。質疑ありませんか。

関口委員, どうぞ。

○15番(関口邦子君) 15番関口です。どのような作物を作る計画でしょうか。

○農業委員会事務局係長(田中孝男君) 牧草ということで説明を受けております。

○15番(関口邦子君) 高さは, 許可の基準を満たしているのでしょうか。

○農業委員会事務局係長(田中孝男君) 営農型太陽光発電施設の支柱の高さの許可の基準をクリアーしている2.5m以上の高さになっており, 作業ができるということの申請になっております。

○15番(関口邦子君) わかりました。

○議長(根本 脩君) そのほかございませんか。

[ (なし) との声あり ]

○議長(根本 脩君) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利, 移転の許可について」の受理番号5番と, 議案第5号「農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について」の受理番号11番を一括採決いたします。

本案は, 申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって, 本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程 11 議案第 6 号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 6 号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 17 ページをお開き願います。

議案第 6 号「現況証明願に対する証明書の交付」について

登記地目変更のための非農地証明書の交付 2 件でございます。

受理番号 1 番 椎塚字浦向金平下 田 1 筆, 58 m<sup>2</sup> についてですが, 20 年以上前より宅地として利用されており, 撮影年月日, 平成 6 年 1 月 4 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号 2 番 東大沼字池田外 2 地区 田 2 筆, 19,041 m<sup>2</sup> についてですが, 耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号 1 番について, 篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14 番（篠崎惣壽君） 14 番篠崎です。

受理番号 1 番について, 去る 7 日, 埴本委員と推進委員の木村委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 20 年以上前から宅地として利用されており, 国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は, 農地法第 2 条の農地に該当せず, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして, 受理番号 2 番について, 山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13 番（山口和彦君） 13 番山口です。

受理番号 2 番について, 去る 7 日, 内田委員と推進委員の中沢委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 現地は荒廃しており, 周囲の状況から見ても耕作することは困難であり, 今後も耕作の見込みがないことから, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で, 調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは, 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第 6 号, 「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

---

日程 12 議案第 7 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 7 号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 18 ページをお開き願います。

議案第 7 号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定でございます。

今回は、新規設定が、7 件、21 筆、59,483㎡、再設定が、4 件、12 筆、25,690㎡、合計、11 件、33 筆、85,173㎡の利用権設定でございます。

新規設定につきまして、説明いたします。

受理番号 1 番 小野字小野 田 1 筆、4,120㎡、設定を受ける方は、907アールを耕作する法人で、利用目的は水稻、期間は 10 年、小作料は 10アール当たり玄米 90 キロです。

受理番号 2 番 浮島字尾島 田 4 筆、21,684㎡、利用目的は水稻、期間は 10 年、小作料は 10アール当たり玄米 120 キロ、設定を受ける方の農作業従事日数は 250 日です。

受理番号 3 番 上之島字上ノ島 田 1 筆、1,580㎡、利用目的は水稻、期間は 1 年、小作料は 10アール当たり玄米 90 キロ、設定を受ける方の農作業従事日数は 150 日です。

受理番号 4 番 上之島字上ノ島 田 1 筆、1,127㎡、利用目的は水稻、期間は 5 年、小作料は 10アール当たり玄米 120 キロ、設定を受ける方の農作業従事日数は 200 日です。

受理番号 5 番 八筋川字八郎田 田 1 筆、2,979㎡

受理番号 6 番 八筋川字八郎田 田 8 筆、18,715㎡

次のページの受理番号 7 番 八筋川字八郎田 田 5 筆、9,278㎡

につきましては、設定を受ける方は同じ方で、農作業従事日数は 300 日です。利用目的は水稻、期間は 6 年、小作料は 10アール当たり受理番号 5 番は玄米 90 キロ、受理番号 6 番及び 7 番は 120 キロです。

受理番号 8 番から 11 番までの再設定につきましては、議案書のとおりです。

新規設定、再設定いずれも、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

### 日程13 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 20ページをお願いいたします。

議案第8号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する茨城県農林振興公社が中間管理権を取得するものでございます。

今回は、6件、24筆、37、610㎡についての利用権設定でございます。

詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、小作料につきまして、一部説明いたします。

受理番号3番につきましては、使用貸借権の設定のため、小作料は0円です。

受理番号2番及び5番の小作料につきましては、集積計画において、筆ごとに定められておりますので、10アールあたりに換算した数量又は金額を記載しております。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

日程 14 議案第9号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第9号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 22ページをお願いいたします。

議案第9号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、御審議をお願いするものでございます。

今回は、新規配分が6件、24筆、37,610㎡、再配分が9件、17筆、47,060㎡の配分計画でございます。

詳細につきましては、議案書のとおりでございます。

農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、茨城県知事が配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付けることとなります。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

墳本委員。

○1番（墳本典勇君） 2番の小作料について、議案第8号の数量と違っているが。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 配分計画において1筆で30キロと定められています。議案第8号においては、その数量を10アールあたりに換算した数量で記載しております。

○1番（墳本典勇君） わかりました。

○議長（根本 脩君） そのほかございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第9号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

日程15 議案第10号 令和3年度稲敷市農業委員会活動重点事業について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第10号、「令和3年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 25ページをお願いします。

議案第10号「令和3年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」でございます。

農業委員会の役割、機能等の活動方向を明確にして活動に取り組むため、作成するものであります。本年度の活動重点事業につきましては、先月開催いたしました運営委員会において御承認をいただき、ここに提案させていただいております。

それでは、概要を説明いたします。

1番の「農地対策の推進」でございますが、遊休農地の解消、違反転用に対する対応、農地の監視活動、あっせん活動について、取り組むものでございます。

2番の遊休農地に関する措置でございますが、利用状況調査及び意向調査の実施、また、5月定例総会後に農政課から説明のありました事業の普及活動により耕作放棄地の解消を図るものでございます。

次のページをお願いします。

3番の担い手対策の推進でございますが、担い手の確保、集積支援、人・農地プラン、農地中間管理事業と連携した取り組みについて推進するものでございます。

4番の新規参入の促進でございますが、各関係機関との連携を図ること、また、農政課主管の補助金制度の普及活動により、新規就農者の確保と育成を図るものでございます。

5番の農政対策の推進でございますが、農業者年金への加入推進、また、今年度もコロナウィルスの関係で体験学習の実施は困難と思われませんが、従来と違った手法での食農教育の推進が図れればと考えております。

6番の情報提供活動でございますが、全国農業新聞の購読推進、農業委員会の活動についての啓発に取り組むものでございます。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第10号、「令和3年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして令和3年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時3分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

9番委員 宮 本 信 夫

10番委員 黒 田 和 夫